

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅶ-1-4))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ-1-4) 基本目標Ⅰ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標4:困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>社会援護局総務課女性支援室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>社会援護局総務課女性支援室長 野中 祥子</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>【困難な問題を抱える女性へ支援の推進】 ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 婦人相談所における要保護女子の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援 ② 婦人相談所一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援 ③ 婦人保護施設における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 婦人相談員活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>・ 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和3年度には44万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・ また、婦人相談所及び婦人相談員への相談内容についても、夫等からの暴力(57.9%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(12.8%)や、妊娠・出産等を含む医療関係(2.1%)、経済関係(1.2%)など多岐にわたっており、複雑化している。 ・ そのため、婦人保護事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、婦人相談員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・ さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行されることになった。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>		
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>困難な問題を抱える若年女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備すること。</p>		<p>「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」のとおり、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。</p>		
<p>達成目標1について</p>						
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>	<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>○1 婦人相談員の配置数</p>	<p>1,579人</p>	<p>令和4年 1,853人</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度</p>	<p>増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う婦人相談員の配置を促進することが重要であることから、「婦人相談員の配置数」を測定指標とした。</p>	<p>都道府県市における婦人相談員配置状況(※1)及び町村における新規配置(※2)を加味して設定。 ※1 R2～R4の伸び率を加味して推計 ※2 926町村に1名ずつ配置されることが望ましいが、市の配置割合及び新法施行の初年度であることを踏まえた実施率を加味して設定。</p>
<p>2 配偶者からの暴力被害者の来所相談件数</p>	<p>34,541件</p>	<p>令和元年度 令和元年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度(32,914件)以上 前年度以上 令和元年度以上 令和元年度以上 令和元年度以上 集中(令和5年度中公表予定)</p>	<p>DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)において、「相談につながるしやすい体制整備」が具体的な取組として盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者の相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制、相談につながるしやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。</p>	<p>第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ることを目標とした。</p>
<p>達成手段1(開始年度)</p>	<p>令和3年度 予算額 執行額</p>	<p>令和4年度 予算額 執行額</p>	<p>令和5年度 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>	<p>令和5年度行政事業レビュー事業番号</p>
<p>(1) 婦人保護事業費補助金(昭和22年度)</p>	<p>1,342百万円 1,147百万円</p>	<p>1,591百万円 -</p>	<p>1,573百万円</p>	<p>-</p>	<p>婦人相談所一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援</p>	<p>2023-厚労-23-0701</p>
<p>(2) 婦人保護事業費負担金(昭和31年度)</p>	<p>939百万円 862百万円</p>	<p>963百万円 -</p>	<p>999百万円</p>	<p>-</p>	<p>婦人保護施設における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援</p>	<p>2023-厚労-23-0703</p>

(3)	婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)	16百万円	16百万円	16百万円	-	婦人相談所における要保護女子の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援	2023-厚労-23-0702			
		14百万円	-							
(4)	困難な問題を抱える女性支援推進等 事業費国庫補助金(新規)	-	-	2,250百万 円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 婦人相談員活動強化事業の実施に必要な費用の支援 売春防止活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施 	2023-厚労-新23-0023			
		-	-							
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		2,298,474千円			2,571,381千円		4,838,162千円			
施策の執行額(千円)		2,025,020千円			-					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-				-		-		